

### 第3回 石川県最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和5年8月4日 金曜日 9時28分～12時03分			
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室			
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	木村 弘	高見 俊也
	労働者代表委員	徳本 喜彰	南 芳雄	村上 和幸
	使用者代表委員	尾崎 良一	敷波 利子	橋本 政人
	欠 席 委 員			
	事 務 局	長嶋労働局長	岡村労働基準部長	春名賃金調査員
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議題  <div style="text-align: center;">石川県最低賃金の改正金額について</div> </p> <p>3 閉会</p>			
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 別紙のとおり</li> </ul>			

令和5年度 第3回石川県最低賃金専門部会 議事録

令和5年8月4日（金）

9時28分～12時03分

金沢駅西合同庁舎 別館 2階共用第2会議室

【高見部会長】 第3回石川県最低賃金専門部会を開会いたします。専門部会の成立状況につきまして事務局から報告をお願いします。

【事務局】 指導官 本日は全委員にご出席いただいております。  
現在、委員9名中9名のご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数、委員の3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

【高見部会長】 それでは議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は私高見が行います。労働者側は南委員、使用者側は橋本委員にお願い致します。  
それでは議事に入ります。まず、事務局から配付資料について説明をお願いします。

【事務局】 室長 本日もお配りしました資料についてご説明させていただきます。本日の資料は近隣労働局の答申予定日一覧、それとBランクの目安の40円と同額を引き上げた場合の影響率というものでございます。

【高見部会長】 何か質問等おありではないですか。労働者側の皆さんよろしいでしょうか。使用者側の皆さんよろしいでしょうか。  
それでは議題に移ります。まず、前回の専門部会で労働者側使用者側の皆様のそれぞれのご発言内容を確認いたしたいと思います。労働者側の皆さんからは、隣県の方では、かなり上げると聞いている。北陸3県に加えて、新潟も福井・石川を意識した審議日程を組んでいると聞いているということでありました。今回の目安については、高い目安ではありますがけれどもまだまだ1,000円には遠いということで、今後しっかりと議論したいということで、具体的な金額につきましては、近隣の県との格差是正を考慮して、49円という形にしたいとのご発言であったかと思

います。

一方使用者側からの皆さんからは、最低賃金を上げる必要性は理解しているというお話でした。根拠となる昨年10月から今年の6月までの物価上昇分4.3%については、それを企業が全てみるべきものかどうかという点をお互いに協議していく必要があるという認識でもありました。隣県については当然参考にするが、今年5月5日に能登地方で地震が発生したと、その影響で企業活動が停滞していると聞いており、そういう事情も勘案しながら、十分に議論していきたいということで、具体的な金額につきましては、第4表③のBランク2.4%を基にして、22円と提示したい、とのご発言であったかと思えます。これに何か補足されることはございますか。労働者側の皆さんよろしいでしょうか。使用者側の皆さんもよろしいでしょうか。それでは事務局からも特にいいですか。

それでは本日も具体的な金額につきまして労使双方から個別にご意見を伺いたいと思えます。個別に伺う前に現時点でのお考え、総括的なご意見等お聞きしたいと思えます。まず、労働者側の委員の皆さんお願い致します。

【南委員】

先日福井県の話をしていただいたんですが、昨日更に県知事が審議会と労働局、そして経協の方に自ら要請をしてきたということで、福井の新聞に出ておまして、中身としては目安がどう上回るかということで格差を埋める結論を出してほしいという内容でそれぞれ回ったという動きがあったということもありますので、その辺の方も考えていただければと思えます。

【高見部会長】

昨日、福井の知事が異例の対応だと思うんですけど、目安以上の引き上げを求めて県下を回ったということでありました。その他労働者側の皆さんいかがですか。よろしいでしょうか。では使用者側の皆さんお願い致します。

【橋本委員】

この最低賃金を審議して、最終的に決着に至るまでには当然今南委員がおっしゃったような隣県の動向もこれは私どもも注視をしていかなければならないと思っております。そういう意味で、今年は非常に過去最高な金額でもございますのでそういうことも考えていただいて、より良い着地点をお互いに見出せるように努力してまいりますのでよろしくお願い致します。

【高見部会長】

はい、ありがとうございます。より良い着地点を目指していただけるということでありました。その他使用者側の皆さんいかがでしょうか。尾崎委員どうぞ。

【尾崎委員】 今日朝刊に東京リサーチの記事があったんですけど、やはり倒産も今後増えていくだろうし、そう書いてありました。いわゆる中小零細は今後増えていくというそんなような記事もありましたので、非常にそういう面で私どもは厳しいということですので、またよろしくをお願いします。

【高見部会長】 中小小規模厳しいと指摘がありました。その他敷波委員はよろしいですか。公益の皆さんよろしいですか。

はい、それでは現況でご意見伺いました。それでは具体的な金額につきましてこれから個別にお話を伺います。部会を一旦休憩しまして、控室の方にご足労ですがご移動をお願いします。

事務局は控室について案内してください。

【事務局】 指導官 労働者側の控室は、同じフロアーの第4会議室を、使用者側の控室は、第3会議室を用意しております。

(公労・公使折衝)

【高見部会長】 部会を再開致します。本日は労使双方から具体的な金額についてご意見を伺いました。双方のご主張の内容について確認させていただきます。

まず、労働者側の皆様は金額でいきますと45円の引上げということになりました。使用者側の皆さんは39円の引上げということでありました。その理由につきましては、労働者側の皆さんは連合の調査の、有期期限があるという短時間契約等の労働者の賃上げ等が全国加重平均時給でいくと52.78円、率ですと5.01%の引上げということでこれに見合う引上げ率を石川県の最低賃金に当てはめると44.78円で四捨五入して45円ということでありました。使用者側の皆さんは現行の最低賃金を発効した昨年10月から5月までの物価上昇率全国平均で4.3%ということとを考慮して物価上昇率に見合う引上げ率を石川県の最低賃金に当てはめると38.31円になると、これを切上げて39円とのご主張をされております。現状でいきますとまだ双方のご主張に開きがありますので本日はこれ以上の調整は難しいとみまして、次回さらに詰めていただくとお願いしたいと思います。双方とも議論を尽くしていただいて歩み寄っていただいて双方ともより良い形で全会一致で終わるように公益としても努力したいと思いますのでよろしくごお願い申し上げます。

その他、さらに追加しておくべきご意見等はおありでしょうか。よろしいですか。本日の専門部会で、特に、追加しておくべきことがあればお伺いします。よろしいですか。

それでは事務局から次回の案内をお願いします。

【事務局】 指導官 次回の専門部会でございますけれども、週開けまして来週の火曜日 8月8日午前 9時 30分から、本日と同じ共用第2会議室で開催させていただければと思います。

【高見部会長】 次回もよろしくお願い申し上げます。本日は暑い中ありがとうございました。